

※※※※※※※※※※※※
※
※ 定 款
※
※※※※※※※※※※※※

ヒューマンホールディングス株式会社

(沿革)

平成 14年 8月 1日	(制定)
平成 15年 3月 25日	(目的変更)
平成 15年 6月 27日	(平成 15年商法改正に伴う名義書換代理人および株式取扱規則の株券喪失登録による手続きの追加および、株主総会の特別決議定足数基準の緩和)
平成 16年 6月 25日	(発行する株式の総数の変更、平成 16年商法改正に伴う自己株式の取得に関する条文の追加、株式の譲渡制限に関する条文の削除、招集に関する事項の新設、取締役の責任免除に関する条文の変更、社外取締役との責任現限定契約に関する条文の変更、監査役の責任免除に関する条文の変更、および利益配当に関する事項を削除した上で新たに、中間配当および配当金の除斥期間等に関する条文の新設、最初の営業年度および最初の取締役及び監査役の任期に関する附則の削除)
平成 16年 7月 1日	(公告方法の変更)
平成 17年 6月 29日	(目的変更、ジャスダック証券取引所への上場に伴い、株券等が「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく「株券等の保管振替制度」において取扱われることに同意したことによる条文の文言追加)
平成 17年 9月 20日	(株式分割に伴う、発行する株式の総数の変更)
平成 18年 5月 1日	(「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17年法律第 87号)により、会社法の施行に伴って定款に定めがあるものとみなされた、機関に関する条文の新設、株券の発行に関する条文の新設、株主名簿管理人に関する条文の変更)
平成 18年 6月 29日	(平成 18年 5月 1日会社法(平成 17年法律第 86号)施行に伴う目的の記載区分の変更、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する条文の新設、取締役会の決議の省略に関する条文の新設、社外監査役の責任限定契約に関する条文の新設、会計監査人に関する章の新設、引用条文の会社法相当条文への変更、旧商法上の用語を会社法で使用される用語への変更)
平成 20年 6月 26日	(目的変更、補欠監査役の予選の効力に関する規定の新設)
平成 21年 1月 5日	(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16年法律第 88号)により、定款より削除とみなされた株券の発行に関する条文の変更)
平成 21年 6月 25日	(「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16年法律第 88号)の施行に伴う株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定および文言の削除、株券喪失登録簿の経過措置を定める附則の追加、株主の権利行使に際しての手続き等の文言追加)
平成 22年 1月 6日	(附則の削除)
平成 25年 6月 27日	(公告方法に電子公告制度を採用、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用、これに伴う発行可能株式総数の変更、単元未満株式の権利の規定の新設)
平成 25年 10月 1日	(附則の削除)

平成 27 年 6 月 25 日 (目的変更、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴う責任限定契約締結対象者の拡大による取締役及び監査役の責任限定の条文の変更)

令和 4 年 6 月 29 日 (「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行に伴う株主総会書類の電子提供制度導入に関する規定の新設、株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除、これらの経過措置を定める附則の追加)

令和 5 年 3 月 2 日 (附則の削除)

令和 5 年 6 月 29 日 (補欠取締役の予選の効力に関する規定の新設)

定 款

第1章 総 則

【商号】

第1条 当会社は、ヒューマンホールディングス株式会社と称し、英文では、
Human Holdings Co., Ltd. と表示する。

【目的】

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - (1) 人材関連事業
 - (2) 介護関連事業
 - (3) 業務受託事業
 - (4) 教育関連事業
 - (5) 保育事業
 - (6) 翻訳事業
 - (7) 広告業
 - (8) 印刷業・出版業
 - (9) 管理業務受託事業
 - (10) コンサルタント事業
 - (11) 金融事業
 - (12) 不動産関連事業
 - (13) 建築事業
 - (14) 物品製造・販売・輸出入事業
 - (15) コンピュータ関連事業
 - (16) 旅行関連事業
 - (17) 保険関連事業
 - (18) 飲食事業
 - (19) 娯楽事業
 - (20) フランチャイズ事業
 - (21) スポーツその他の文化事業の興業
 - (22) ネイルサロン等のビューティサロン事業
 - (23) 各種サービス事業
 - (24) 情報サービス事業
2. 管理業務受託事業
3. 広告業
4. 人材派遣事業
5. 人材紹介事業
6. 介護関連事業
7. 教育関連事業
8. 保育事業
9. 翻訳事業

- 10. 印刷業・出版業
- 11. コンサルタント事業
- 12. 金融事業
- 13. 不動産関連事業
- 14. 建築事業
- 15. 物品製造・販売・輸出入事業
- 16. コンピュータ関連事業
- 17. 旅行関連事業
- 18. 生命保険の募集に関する業務
- 19. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- 20. スポーツ施設・娯楽施設の開発及び経営
- 21. フランチャイズ事業
- 22. スポーツその他の文化事業の興業
- 23. ネイルサロン等のビューティサロン事業
- 24. 情報サービス事業
- 25. 有価証券の売買、保有、運用および投資
- 26. 上記に付帯または関連する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

【機関】

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

【公告方法】

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、41,000,000株とする。

【単元株式数】

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

【自己の株式の取得】

第9条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引または公開買付けの方法により自己の株式を取得することができる。

【株主名簿管理人】

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

【株式取扱規則】

第11条 当会社の株式に関する取扱い、手数料および株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

【招集】

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、東京都区内において招集する。

【定時株主総会の基準日】

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

【招集権者および議長】

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

【電子提供措置等】

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

【決議の方法】

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【議事録】

第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

【取締役の員数】

第19条 当会社の取締役は15名以内とする。

【取締役の選任方法】

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【取締役の任期】

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

【代表取締役および役付取締役】

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

【取締役会の招集および議長】

第23条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議の省略】

第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

【取締役会の議事録】

第25条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

【取締役の報酬等】

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

【監査役の員数】

第28条 当会社の監査役は5名以内とする。

【監査役の選任方法】

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【監査役の任期】

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- ③ 会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠監査役の予選の効力は、選

任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

【常勤の監査役】

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

【監査役会の招集通知】

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

【監査役会の議事録】

第33条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

【監査役の報酬等】

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

【監査役の責任免除】

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

【会計監査人の選任方法】

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

【会計監査人の任期】

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

【事業年度】

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

【剰余金配当の基準日】

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【中間配当】

第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

【配当金の除斥期間等】

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 前項の金銭には、利息をつけない。